

1 教育目標

校訓『 耕 』 土を耕し 心を耕し 未来を耕す

校訓を基に以下のような人材を育成する

1 本校のスクールミッション

将来の福岡県の産業を支える人材を育成する学校

- ①農業科：都市近郊にある広大な学校の敷地を生かした農業実習や最先端の農業技術・時代の変化に応じた農業経営などの学習を通して、本県農業や農業関連産業をけん引する次世代のリーダーを育成します。
- ②家庭科：豊かな心を持ち、確かな知識と技術を身に付けた衣食住、保育・家庭看護や介護等のヒューマンサービスに関わる生活産業のスペシャリストを育成します。

2 本校のスクールポリシー

①育成を目指す資質や能力に関する方針（グラデュエーションポリシー）

- ・人間の生活を支える生活産業に関する専門的な知識や技術の習得
- ・進路の幅を広げる多彩な資格を取得できる力の育成
- ・協力や協働、健康、快適、安全、地域の伝統文化の継承、創造、持続可能な社会の構築の視点を持ち、生活産業に関する事象の課題を発見し、創造的に解決できる力を育成

②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）

- ・地域連携や外部講師招聘による講義や実習を通して、実践的な知識や技術を習得できる
- ・資格取得に積極的にチャレンジできる授業展開
- ・農業科との教科横断的なカリキュラム編成
- ・フードデザインやファッションデザインの類型選択で、より専門的な学習を展開

③入学者の受け入れに関する方針（アドミッションポリシー）

- ・栄養士や調理師、ファッション、保育、福祉、ウェディング関連業務に興味がある人
- ・人と協力して物事に取り組みようと努力する人
- ・食、服飾、保育、介護、関連大学への進学をしたい人
- ・就職と進学から幅広く進路選択をしたい人
- ・将来生活産業に関わるスペシャリストとして、人を幸せにする仕事に就きたいと考えている人
- ・学業と部活動を両立させ進路決定に繋げたい人

2 教育方針

- (1) 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、心身ともに健全で豊かな感情の育成を図り、地域社会から信頼される特色ある学校づくりを推進する。
- (2) 生徒の能力・適性および進路に即した職業教育を充実し、生涯にわたり積極的に自己実現を図る能力と態度の育成を推進する。
- (3) 基礎・基本を重視し、理解力、創造力、判断力の育成および国際化・情報化に対応できる能力、ならびに時代の進展に対応し得る能力と態度の育成を推進する。
- (4) 豊かな人間性、正義感、人権の尊重および真に差別をなくす意志と実践力の育成を全ての学校教育活動をとおして推進する。

生徒心得

本校の教育目標により、学校生活をより明るく、楽しいものにし、進んで勉学にいそしむことができるよう共同生活の秩序を守り、有為な社会人としての教養と基本的な生活習慣を身につけるため、次の生徒心得を定める。

1 登校、下校

- (1) 必ず指定の通学リュックを携行し、指定の制服を着用して登下校する。
- (2) 定められた時間内に登校しまた下校する。以後残る場合は担当教師の許可を受ける。
- (3) 在校時間中は許可なく外出しない。
- (4) 自転車通学生は必ず通学許可申請を行い、許可を受けた自転車で通学し所定の場所に整理しておく。なお自転車通学生は通学規定を順守する。

2 遅刻、欠席、欠課、早退

- (1) 遅刻、欠席、欠課、早退する場合は、事前に保護者から担任に連絡する。なお早退する場合は、同様に担任の許可を受ける。

3 掲示、通達、集合

- (1) 学校内掲示物は生徒指導主事の許可を得る。
- (2) 掲示物を無断で抹消又は破棄しない。
- (3) 生徒集会及び合宿等は、事前に届けを関係教師及び生徒指導主事を通じて学校長宛提出し許可を得る。
- (4) 校内及び校外で団体を組織し又は校内及び校外の団体に加入しようとする者は、係教師（学年主任や生徒指導主事等）の許可を受ける。

4 校内生活

- (1) 正常な学校生活を妨害するような行為をしない。
- (2) 許可なく火気を用いない。
- (3) 校内で営利を目的とした行為をしない。
- (4) 校内における昼食は各自教室又は学校で指定した場所で行う。
- (5) みだりに職員室、教科準備室、事務室、倉庫等に無断で出入りしない。
- (6) 所持品はすべて記名し、紛失又は拾得したときは担任を通じ、生徒指導部の係に届け出ること。
- (7) 提出物、徴収金は期限までに提出する。
- (8) 生徒相互に金銭の貸借や担当教員の許可なしに金品の徴収をしない。
- (9) 校内でのスマートフォン等の使用は認めない。また、ゲーム機等の遊具および化粧品等学習活動に不要なものの持ち込みを禁止する。（スマートフォン等の使用については、別に定める「スマートフォン等の取扱いについて」を参照する。）
- (10) ウィルス性感染症の防止対策は、必要に応じて十分に行う。

5 公共物取扱い

- (1) 公共物は大切にし、落書をしたり故意に破損するような行為をしない。
- (2) 校舎校具を破損した場合は弁償する。
- (3) 汗の結晶である農作物は大切に育成し、決して荒らすような行為はしない。
- (4) 学校の美化、校内衛生保持のため各自責任をもって清掃に努める。

6 証明書

- (1) 通学定期券申込・在学証明書の交付は午前中に事務室に申し込む。
- (2) 学割は保護者連署のうえ担任を通じて事務室へ申し込む。

7 校外生活

- (1) 飲酒を伴う店舗や不健全娯楽場に入入りしない。
- (2) 夜間外出は慎み、午後 10 時以降の外出時は保護者を同伴する。
- (3) 無断外泊はしない。

- (4) キャンプ、旅行等は別紙様式による届けを担任、生徒指導主事を通じ学校長宛に提出し許可を受ける。
- (5) 常時健康に留意し伝染病等の予防につとめる。特に、公共交通機関利用時はマスク着用やアルコール消毒等マナーやエチケットに留意し、伝染病罹病のときは直ちに担任へ連絡する。
- (6) 一身上の変動や災害等の事故が発生したときは、直ちに担任へ連絡する。
- (7) 校外生活においては、他の者にすきを与えぬよう態度を厳正にする。万一被害を受けた場合は直ちに付近の交番、担任及び生徒指導主事に届ける。
- (8) アルバイトは原則として禁止。
- (9) 運転免許取得は原則として禁止。
- (10) 交通徳や道路交通法を守り、不注意での違反事故を起こさないようにする。もし、事故若しくは違反を起こした場合は速やかに係教師に届け出て、必要があれば警察署や救急車の依頼まで「自転車運転に関する留意事項」に従い責任を持って対応する。
- (11) 自動車運転免許証取得のための自動車学校入校は、3年生の2学期末考査最終日以降とする。ただし、入校に関する詳細については学年団で統一した規定に従う。また、卒業式以前に免許証を取得した場合は、保護者が責任を持って免許証を預かり管理する。
- (12) 自動車運転免許試験の受験希望者は、保護者より願書を提出し、許可証の発行を受ける。

8 厳禁事項

次のような行為をした場合は特別指導の対象となり、校長訓告・無期停学また問題行動の内容によっては退学になることもある。

- (1) 自己または他人の徳性を害する行為（喫煙・喫煙同席・喫煙具所持、飲酒等刑事事件全般含）
- (2) 考査時の不正行為
- (3) 公共物の破損
- (4) 窃盗・金品の強要（国政選挙等の投票に係わる金品授受含む）
- (5) 授業妨害・迷惑行為・指導無視・教師への暴言、暴力行為・いじめ・使役等
- (6) 無免許運転・共同危険行為（暴走行為）・道路交通法違反
- (7) 怠学
- (8) 無断アルバイト
- (9) 無断免許取得
- (10) スマートフォン等やその他情報機器の不適切使用（SNSの不適切使用等）

※スマートフォン等の取扱いに関する詳細は、P 1 5に記載しているので確認すること。

服装・頭髪規定（就職・進学試験を想定して設定します）

- 1 服装はその人間の人格を象徴するものであるから端正、簡素、清潔を旨として本校生徒としての品位を保つよう心がける。
- 2 正規服装を次のように定める。
 - (1) 制服…男女とも本校指定の制服とする。
 - (2) 制靴…黒か白を基調とした運動靴、又は黒か黒系の革靴とする。
 - (3) 靴下（ソックス）…色は白または黒系とし、柄物はワンポイント程度まで認める。
 - (4) 夏季の服装については6月1日を、冬季の服装については10月1日を基準として以下の本校指定の夏服を着用する。その際には、女子は本校指定のブラウス(マーク入り)を、男子は本校指定のカッターシャツ(マーク入り)を着用し、スラックス着用者は黒系色のベルトを使用する。
 - (5) 気候の変化により、制服移行期間は下記の通りとし、各自の体調に合わせて選択し着用する。
完全夏服期間：7～9月（ただし9月は柔軟に対応する）
完全冬服期間：12～2月
それ以外は中間服（冬服の上着なし）も着用可
- 3 高校生活（登下校を含む）においては、本校指定の制服を着用する。また、制服の改造等を禁止する。
- 4 教室内では正規服装とし、校舎内では冬季防寒具等は原則としてその着用を禁止する。ただし、登下校においては華美でないマフラーや手袋、学校指定のPコートを着用しても良い。ただし、教室内においてウィルス性感染症防止対策として窓を開放する際は、その限りではない。
- 5 実習及び体育時の服装は別に指示する。
- 6 頭髪は清潔な髪形にし、男女ともちょんまげや団子結び等を含む奇抜な髪型やパーマメント及び染髪等を禁止する。なお、結髪用のリボンは黒、紺、茶の色でシュシュ等は使用せず派手にならないようにする。
- 7 化粧（アイプチ含む）をしたり、装身具及びカラーコンタクトやエクステなどの付け毛や付けまつ毛等も原則禁止とする。
- 8 ストッキングを着用するときは、肌色または黒色とする。ただし、柄物編みタイツは禁止する。
- 9 特別の理由により、規定以外の服装をするときは、担任、学年主任、生徒指導部の許可を受け、発行された異装許可証を携行する。

自転車通学規定

- 1 生徒の通学途上における交通事故等、及び校内外における盗難等を未然に防ぐため、自転車による通学を規制する。
- 2 自転車通学希望者は、申請書を提出し学校に登録する。
- 3 盗難防止のため、防犯登録を行う。また、2つ以上の施錠をする。
- 4 許可の条件
 - (1) 道路交通法を遵守し、防犯登録を行っている自転車である。
 - (2) 学校指定のステッカーを貼付する。
 - (3) 2つ以上の鍵を常備している。
 - (4) ライトの点灯及び反射器材を備えている。
 - (5) ブレーキが、前・後輪とも作動している。
 - (6) 改造（ハブステップ）等を行ってはならない。
 - (7) 記名済みのカッパを常備する。
 - (8) 自転車保険に必ず加入する。
 - (9) 道路交通法改正に伴うヘルメットの着用努力義務化
- 5 自転車通学者は、乗車・駐輪マナーを守り、安全運転に努める。もし事故が起きた場合、「自転車運転に関する留意事項」カードに沿って必ず学校及び警察に届ける。
- 6 道路交通法に基づき、2人乗り等の危険行為や並列運転、また、イヤホン等を使用しながらの運転など、迷惑行為を禁止する。
- 7 禁止事項
 - (1) 2人乗りや並列走行
 - (2) 傘さし・手ばなし運転
 - (3) 夜間の無灯火運転
 - (4) 改造（ハブステップ等）
 - (5) 信号無視等の道路交通法違反
 - (6) 校内の坂道は自転車から降りて通る
 - (7) イヤホンを使用しながらの運転
 - (8) スマートフォン等を使用しながらの運転
- 8 付則

この規定は、平成22年4月1日より施行する。